

『とみかふるさと応援券』取扱事業者募集要領

1.目的

この要領は、「とみかふるさと応援券事業実施要綱」に基づき交付する、「とみかふるさと応援券（以下「応援券」という。）」の取扱事業者を募集するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

2.取扱事業者の要件と取引内容について

- (1) 取扱事業者は、平成 31 年度総務省告示第 179 号第 5 条に定める商品又は役務を提供する事業者であること。
- (2) 取扱事業者と応援券所有者との特定取引は、平成 31 年度総務省告示第 179 号第 5 条に定める商品又は役務の提供であること。

3.申込資格・条件について

富加町内に店舗・事業所を有する事業者で下記に該当しない者とする。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条に規定される風俗営業をする事業者
- (2) 宗教・政治的活動をしている事業者
- (3) 役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員と関係を有している事業者
- (4) 公序良俗に反する事業者

4.取扱事業者の申込方法等について

- (1) 取扱を希望する事業者は、所定の申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、富加町役場企画課へ提出する。
- (2) 申し込みは、随時受付する。
- (3) 申込料は無料とする。
- (4) 町は、応募した事業者を審査し、認定の可否について、とみかふるさと応援券取扱事業者認定(不認定)通知書(様式第 2 号)により通知する。
- (5) 認定した事業者については、ふるさと納税ポータルサイトや町ホームページ等に掲載して寄附者への周知を図る。
- (6) 認定した事業者が認定の取り消しを希望する場合は、認定を取り消す日の 1 月前までに、富加町役場企画課まで申し出ること。

5.応援券の換金について

- (1) 換金手数料は無料とする。

- (2) 換金は口座振込みのみとし、申込書に振込先を記載する。
- (3) 応援券の換金請求は、指定の請求書(様式第3号)で行うものとし、裏面に事業者名を記載した応援券を添えて、富加町役場企画課に提出する。
- (4) 換金請求への支払いは、毎月2回(月末締め切りの翌月第3木曜日支払い、15日締め切りの翌月第1木曜日支払い(支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日))とし、申込書記載の口座に入金する。
- (5) 毎年、3月末日までに使用された換金請求書の提出期限は4月末日とする。

6.取扱事業者の責務等

- (1) 取扱事業者は、町から特定取引により提供される商品等が、平成31年度総務省告示第179号第5条に定める商品等であるかの確認のための資料等の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。
- (2) 応援券が偽造されたものと判別できる等の不正行為が疑われた場合は、応援券の受取を拒否し、速やかに富加町役場企画課に連絡すること。
- (3) 応援券の換金、売買、譲渡をしてはならない。
- (4) 応援券を受領した場合は、直ちに裏面に事業者名を記載して再使用を防ぐこと。
- (5) 受領した応援券の紛失や盗難等の損失は取扱事業者の責とする。
- (6) 町から配布する掲示物(ポスター等)を掲示すること。

この要領は、令和5年10月1日から施行する。